

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」
第8回専門アドバイザー委員会

1 日時・場所

令和元年5月15日（水）15:30～17:00
都庁第二本庁舎 31階特別会議室 27

2 出席者

別紙出席者名簿のとおり

3 議題

- (1) 基本方針（案）について
- (2) その他

4 配布資料

- ・議事次第
- ・「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」専門アドバイザー委員会設置要綱
- ・東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（案）
- ・東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（案）〔概要版〕
- ・検討スケジュール

5. 議事録（質疑）

[委員長冒頭挨拶]

岸井委員長

第8回のアドバイザー委員会を開催させていただきたいと思います。昨年9月に第7回を開催し、その後、東京都並びに関係自治体の皆さんで調整いただき、本日はその成果として基本方針（案）についてご審議をいただきたいと思います。まず、事務局よりこの基本方針（案）について説明していただき、その後一括で討議をしたいと思います。

[事務局より資料説明]

岸井委員長

ありがとうございました。お手元の基本方針（案）本編 P-15 に今回の全体像が示されています。これまで議論してきた隅切りについては、大変多くの箇所があり、別に対応することが記載されていました。また、それぞれの検証項目について、検証方法と対応が説明されており、計画を変更するもの、事業化に合わせて検討、要否を検証するものがあると

いうことをございます。

それでは、事務局の説明に関して意見交換をしたいと思います。いかがでしょうか。

中村委員

検証対象から除かれた路線について質問です。事業中や優先整備路線については調べれば特定できるかもしれませんが、まちづくり事業等の理由で対象外となった路線は都民には特定できないのではないかと思います。質問があればお答えしていくのだと思いますが、検証対象から除いた路線の明示はどのように考えているのでしょうか。

都市整備局都市基盤部街路計画課 街路計画調整担当課長

今回の検証から除いた路線は、事業中や優先整備路線のほか、国道やまちづくり事業等の路線があります。このことについて、注釈に記載はしておりますが、具体的な路線名については記載をしていない状況です。委員のご指摘のとおり、質問があれば回答していくこととなります。

中村委員

今後は地元住民にも計画を変更する路線についての説明をしていくと思いますが、計画が変更とならない路線については、検証が済んでいるのか、それともペンディングになっているのか、といったことは地元住民には分からないと思います。計画を変更しない、現時点では結論が出ていない、といったことも含め、区市町の皆さんが地元住民に説明していくときの資料として検証結果を整理しておくことが望ましいと思います。今後の課題として発言させていただきました。

岸井委員長

基本方針（案）の注釈に対象外とした路線についての記載がありますが、それらの路線を全て地図に載せることが難しいのであれば、各自治体が地元住民にご説明される際にそれらを特定できるようにして差し上げた方がよいということでした。対象外とした路線については、各自治体と共有しているのでしょうか。

都市整備局都市基盤部街路計画課 街路計画調整担当課長

共有しています。

岸井委員長

他にはいかがでしょうか。

竹内委員

本質に関わるところは上手くまとめられているので問題ないと思いますが、読みやすさや誤解を招くような表現がないか、あるいはできればこうした方がよいのではという視点から数点申し上げたいと思います。

初めに、基本方針（案）本編 P-9 から第 2 章が始まりますが、第 1 章に記載されていた社会環境等のデータとの繋がりが薄いように感じます。具体的には、例えば、第 1 章では人口構成について記載していますので、第 2 章ではそれに関連した記載をした方が第 1 章と第 2 章の繋がりが良くなると思います。

次に、基本方針（案）本編 P-15 の脚注[1]の 2 行目の後半について、「将来都市計画道路ネットワークの検証では必要性が確認されています」と記載されていますが、この必要性とは、検証の必要性なのか、それとも道路の存在としての必要性なのか、明確に記載しないと混乱してしまうように思います。同じく、P-15 の脚注[2]では、「隅切りの数が非常に多く」と記載されていますが、数百カ所といった具体的な数字がイメージとしてあれば良いと思います。

それから、基本方針（案）本編 P-56 の都市計画公園との重複箇所の対応について、都市計画公園だけが変更となり、都市計画道路は変更とはならないことに対して疑問を持つ人のために脚注等があった方が良いと思います。

最後に、基本方針（案）本編 P-73 の第 5 章の今後の進め方について、第 5 章までのいくつかの積み残しの課題やその対応を整理し、第 5 章に記載しておけば、今後の展望が読み手にも分かりやすいと思います。

岸井委員長

いかがでしょうか。

都市整備局都市基盤部街路計画課 街路計画調整担当課長

第 2 章の書き方については、ご指摘を踏まえ、再整理させていただきたいと思います。

次に、基本方針（案）本編 P-15 の脚注[1]に記載している必要性とは、道路を繋ぐことの必要性です。分かりにくいということですので、少し工夫をさせていただきます。また、隅切りの数の記載については、検討させていただきたいと思います。

都市計画公園等との重複については、基本方針（案）本編 P-56 の配慮事項の 3 つ目と 4 つ目の内容を踏まえ、基本的には都市計画公園等を変更するとしつつも、基本方針（案）本編 P-57 に「都市計画道路の事業化の際は、既存の緑や景観、公園等の機能等に配慮し、道路構造による対応の可能性を検討します」と記載のとおり、既存の緑や景観、公園等の機能に配慮しながら進めていくことが基本とっております。

最後に、今後の進め方に積み残しの課題を記載することにつきましては、少し検討させていただきたいと思います。

いずれにしても、ご指摘いただいたことについては、検討させていただきます。

岸井委員長

都市計画公園との関係について、基本方針（案）本編 P-57 に道路構造による対応の可能性を検討ということも記載されているといったご説明もありましたが、今後、関係機関と調整が必要な名勝や史跡等が存在する箇所においては、都市計画道路が変更となる可能性もあるのでしょうか。

都市整備局都市基盤部街路計画課 街路計画調整担当課長

はい。基本方針（案）本編 P-58 の下部でも、「都市計画道路又は都市計画公園等を都市計画変更する方向性」としております。

岸井委員長

基本方針（案）本編 P-58 の一番下の行にも、②今後関係機関と調整が必要な箇所については、都市計画道路の変更もあり得ることが記載されているということでした。では、他にはいかがでしょうか。

兵藤委員

基本方針（案）本編 P-57 の都市計画公園等を変更する箇所が多くあるため、都市計画公園が都市計画道路でつぶされるような印象を受けてしまいます。また、その後（基本方針（案）本編 P-59-1）の「本検証は将来の事業実施に向けた方向性を示すものである」とした記載は、計画を変更とする他の検証項目の結果とは意味が大きく異なるため、丁寧に伝えることが必要だと思います。例えば、概要版に載せられている図を基本方針（案）本編 P-57 にも加える等により、計画を変更することと方向性を示すことが異なる考え方であることを工夫してご説明いただければと思います。

岸井委員長

今回、都市計画公園等を変更する箇所が多くあるように見受けられ、都市計画公園がつぶされてしまうような印象を受けてしまうといった意見であったかと思います。本文中には、必要に応じた対応について、あるいは道路構造による対応についても記載されていますが、庁内の公園関係者の皆さんとも相談していただき、表現を工夫していただければと思います。

都市整備局都市基盤部街路計画課 街路計画調整担当課長

ご指摘いただきありがとうございます。基本方針（案）の本文は、庁内の公園関係者とも調整した上で記載しておりますが、そのような印象を与えてしまうといったご意見を踏まえ、表現については検討させていただきたいと思います。

岸井委員長

他にはいかがでしょうか。

久保田委員

基本方針（案）本編 P-22 の自転車通行帯についてですが、基本方針（案）をとりまとめるこの段階で道路構造令の一部が改正となりました。対応としては本文中に記載されているとおり、停車帯の中に自転車通行帯を設けていく考え方でよいと思います。ただし、その根拠については整理が必要だと考えています。

改正となった道路構造令の第九条の二には「停車帯の右側に自転車通行帯を設ける」とした後に、「ただし、～この限りでない」との記載があります。この解釈として、自転車通行帯を停車帯の“右側に設けること”に対して「ただし、～この限りでない」といった解釈をされていると思いますが、自転車走行帯を“設けること”に対して「ただし、～この限りではない」といった解釈もできるのではないかと考えています。

もし私の解釈が正しいとすると、東京都においては当面、道路構造令上の自転車通行帯を使わずに、従来のナビマークのような法定外の運用をしていく方が第九条の二の主旨に合うと思います。

この意見は、自転車通行帯の解釈に関する話であり、検証結果が変わるものではありませんが、これからパブリックコメント等を実施していく中で説明が求められることもあるかと思いますが、ご検討いただければと思います。

都市整備局都市基盤部街路計画課 街路計画調整担当課長

貴重なご意見ありがとうございます。自転車通行帯については、今回の在り方検討における評価の考え方であり、実際の整備の考え方とは分けて考える必要があると思っています。ご指摘を踏まえまして、考え方について整理をしておきたいと思っています。

岸井委員長

他にはいかがでしょうか。

目黒委員

全体の取りまとめは非常に分かりやすくなったと思いますが、今後の課題に加えていただきたい内容が2つあります。

一つは、この計画で考えている時間スケールの中での様々な変化についてです。例えば、人口の変化や ITS（高度道路交通システム）等の様々な技術の進展を踏まえると、道路に期待される機能が変化する可能性もあります。こうした変化が生じたときに、それらを前提としないで計画された道路整備を、そのまま進めて本当に良いのか。また、現在の計画の実

施期間中に、大震災のような大規模災害が発生することも十分考えられます。その場合、大震災の後にも、現在の計画に則って、粛々と道路計画を進める選択肢しか持っていないのでしょうか。もちろん大震災は発生して欲しくありませんが、発生してしまった場合には、地域の問題を改善する重要な機会になるので、被災状況を踏まえた、抜本的な復興計画に基づいた道路整備を図るべきであると思います。後藤新平による帝都復興計画のような考え方です。

もう一つは、コストについてです。税金の使い道に対してのアカウントビリティーの観点から、コストの面から優先順位を決めていく考え方も重要だと思いますが、本検討の中ではなされていません。今回の報告内容に対しての意見ではありませんが、今後の課題として、コストの点からの検討もぜひ実施すべきであると思います。

岸井委員長

いかがでしょうか。

都市整備局都市基盤部街路計画課 街路計画調整担当課長

ありがとうございます。今回の検討においては、第四次事業化計画を前提として検討を進めておりますので、その大枠から外れることができないといったこともありますが、一つ目の技術革新については自動運転等の技術が取り入れられていくことで、道路に求められる機能が変わっていく可能性はあると思います。我々もそういった技術革新に対し取り組んでいく必要があると認識しています。

二つ目の大震災発生時についてですが、災害発生後、迅速に行政活動や民間の経済活動を平常通りに戻せるように東京都にも震災復興マニュアルがあります。しかし、震災発生後に都市施設の配置を見直すといったような具体的な内容には触れられてないというのが実態でございます。私見になりますが、基本的には被災状況も踏まえ、今ある都市計画を引き継ぎながら、さらに強化していくといった形になるのではないかと思います。都市計画道路の在り方に関する基本方針の今後の進め方にこの点を記載するのは少し難しいのではないかと思います。

最後にコストについてですが、今回の都市計画道路の在り方に関する基本方針の検討では、第四次事業化計画の将来都市計画道路ネットワークの検証、すなわち都市計画道路をつなぐことの必要性の検証を前提としており、本検討は必要性の観点で整理させていただきました。

岸井委員長

今後の課題について、このような視点も入れてもらいたいといった指摘であったと思いますが、第四次事業化計画を前提として議論をしていることから、なかなかそこまでは踏み込んで記載することができない、といった回答ですね。

しかしながら、今回、機能の面から必要性を検証していますが、物理的な視点も含めて、今の計画が本当に実現することができるのかといったところを議論していないことや、計画として残った優先順位の低い路線について今後どのように対応していくのかについて、情報として残しておく必要があると思います。どのような検証をしてきたかについては、この報告書、あるいはアドバイザー委員会でのアドバイス等、何らかの形で残しておいた方が、今後の作業に役に立つと思います。少しご検討いただければと思います。

他の先生方はいかがでしょうか。

中井委員

他の先生方のご意見に付け足すことは基本的にはなく、密度も高く、理にかなった内容になっていると感じました。

一つお話いたしますと、基本方針（案）の概要版が分かりづらいと思います。例えば、基本方針（案）の本編には、第2章に何故この見直しをしているのかといった記載がありますが、概要版にはこの記載がありません。また、検証項目の選定理由が記載されておらず、図等だけがあるといった点も分かりにくいと感じました。都民を対象としたものであれば、もう少し分かりやすさを意識した方が良いと思います。

都市整備局都市基盤部街路計画課 街路計画調整担当課長

ご意見ありがとうございます。概要版については、今後、具体的に都市計画の変更の手続きを進めていくにあたって、地元へ変更の全体像を説明するときに使用するといったシチュエーションを考えて作成いたしました。頁数等に制約がありますが、今のご意見も踏まえて、検討したいと思います。

岸井委員長

概要版では、第4章の計画の変更予定一覧において、都市計画公園等との重複箇所の記載がありません。これは意図的に記載をやめたようにも感じもしますし、しっかり説明してあげた方が良いと思います。やはり、概要版については、少し考える必要があるかと思っています。

都市整備局都市基盤部街路計画課 街路計画調整担当課長

計画の変更予定一覧においては、意図的に都市計画公園等との重複箇所を記載していないわけではなく、今回の検討によって計画が変更となる路線、区間を概要版で紹介しています。概要版の内容については、もう一度検討いたします。

岸井委員長

皆さまからご意見をいただきましたが、他にご意見はありますか。よろしいで

しょうか。

それでは、私の意見ですが、今回、計画の見直した結果、我々が次にすべきことをしっかり考えておく必要があると思っています。例えば、事業実施済み箇所と計画が合っていないことについては、どうしてこのような不整合が生じてしまったのかといったことを共有できたら良いと思います。また、事業化時に計画の可否を検討していくと記述した箇所についても、事業化時の手順等を考えたうえで情報を残していかなければならないと思います。つまり、事業化までに時間がかかる箇所の議論であるため、事業化をする際にこの議論を忘れてしまっていたといった話にはならないようにしなければなりません。ぜひとも情報を引継ぎ、継承する仕掛けを考える必要があると思います。

都市整備局都市基盤部街路計画課 街路計画調整担当課長

ありがとうございます。事業化時に検討する箇所については、建設局と一緒に検討しておりますので、事業化までに時間がかかるかもしれませんが、しっかり情報共有して対応していきたいと思います。

岸井委員長

いずれにしても、ここで確認したことを上手く進めていくために事業部隊の皆さんとの情報共有等の仕組みを作っておくべきだと思います。ぜひとも、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

他の組織の皆さまから、何か特にご意見があれば頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。個別の案件については議論を重ねていただいていると思いますが、おおむねよろしいでしょうか。

先ほどの説明によれば、この夏に、基本方針（案）の最終の内容を公表し、実際にパブリックコメントによってご意見を伺って、さらに、それをまとめたものを受けて、変更手続きに入っていくということかと思います。

他に最後に先生方から特にご注文ございますか。よろしいでしょうか。

事務局からは何かございますか。

[事務局より検討スケジュールについて説明]

岸井委員長

それでは、本日の委員会は以上にさせていただきます。これから具体的話が進んでまいりますので、引き続き協力し合って見直しを進めていきたいと思っています。ありがとうございました。

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」

第8回専門アドバイザー委員会 委員 出席者名簿

所属	氏名	備考
【委員長】 日本大学理工学部土木工学科 特任教授	岸 井 隆 幸	
深山・小金丸法律会計事務所 弁護士	植 村 京 子	(欠席)
埼玉大学大学院理工学研究科 教授	久保田 尚	
東京女子大学現代教養学部 教授	竹 内 健 蔵	
東京大学大学院工学系研究科 教授	中 井 祐	
日本大学理工学部土木工学科 教授	中 村 英 夫	
東京海洋大学海洋工学部 教授	兵 藤 哲 朗	
佛教大学社会学部 准教授	堀 江 典 子	(欠席)
東京大学生産技術研究所 教授	目 黒 公 郎	

(五十音順、敬称略)

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」

第8回専門アドバイザー委員会 東京都 出席者名簿

所 属		備 考
政策企画局	政策調整部 技術政策調整担当課長	
都市整備局	総務部 企画技術課長	
	都市づくり政策部 政策調整担当課長 都市計画課長 土地利用計画課長 緑地景観課長	(代理)
	都市基盤部 都市基盤部長【座長】 交通計画調整担当課長 街路計画課長 外かく環状道路担当課長 街路計画調整担当課長	(欠席) (欠席)
	市街地整備部 企画課長 防災都市づくり課長	(欠席)
	市街地建築部 建築企画課長	
	建設局	道路管理部 路政課長 保全課長 安全施設課長 調整担当課長
	道路建設部 計画課長 事業化調整専門課長	
	公園緑地部 計画課長	
港湾局	港湾整備部 計画課長	

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」

第8回専門アドバイザー委員会 区市町 出席者名簿

所 属		備 考
千代田区	環境まちづくり部 景観・都市計画課長	
中央区	環境土木部 環境政策課長	(代理)
港区	街づくり支援部 土木課長	
新宿区	都市計画部 都市計画課長	(代理)
文京区	都市計画部 都市計画課長	(代理)
台東区	都市づくり部 計画調整課長	
墨田区	都市計画部 都市計画課長	
江東区	土木部 道路課長	
品川区	都市環境部 都市計画課長	(代理)
目黒区	都市整備部 都市計画課長	
大田区	まちづくり推進部 まちづくり計画調整担当課長	
世田谷区	道路・交通政策部 道路計画課長	(代理)
渋谷区	土木部 街路・用地担当課長	
中野区	都市基盤部 都市計画課長	
杉並区	都市整備部 土木計画課長	(代理)
豊島区	都市整備部 都市計画課長	(代理)
北区	まちづくり部 都市計画課長	
荒川区	防災都市づくり部 都市計画課長	(代理)
板橋区	都市整備部 都市計画課長	(代理)
練馬区	都市整備部 交通企画課長	
足立区	都市建設部 企画調整課長	(代理)
葛飾区	都市整備部 都市計画担当課長	(欠席)
江戸川区	土木部 計画調整課長	(代理)

所 属		備 考
八王子市	都市計画部 交通企画課長	(欠席)
立川市	まちづくり部 都市計画課長	(代理)
武蔵野市	都市整備部参事 (まちづくり調整担当)	(代理)
三鷹市	外郭環状道路等広域まちづくり担当部長・まちづくり推進課長事務取扱	(代理)
青梅市	都市整備部 土木課長	
府中市	都市整備部 計画課長	
昭島市	都市計画部 都市計画課長	(代理)
調布市	都市整備部副参事 兼 街づくり事業課長	
町田市	道路部 道路政策課長	(代理)
小金井市	都市整備部 都市計画課長	(代理)
小平市	都市開発部 都市計画道路担当課長	
日野市	まちづくり部 都市計画課主幹	
東村山市	まちづくり部 都市計画課長	
国分寺市	まちづくり部 まちづくり計画課長	(代理)
国立市	都市整備部 都市計画課長	
福生市	都市建設部 まちづくり計画課長	(欠席)
狛江市	都市建設部 まちづくり推進課長	(代理)
東大和市	都市建設部 都市計画課長	(代理)
清瀬市	都市整備部 まちづくり課長	
東久留米市	都市建設部 道路計画課長	(代理)
武蔵村山市	都市整備部 都市計画課長	
多摩市	都市整備部 都市計画課長	(代理)
稲城市	都市建設部 都市計画課長	(欠席)
羽村市	都市建設部 都市計画課長	
あきる野市	都市整備部 都市計画課長	
西東京市	都市整備部 都市計画課長	
瑞穂町	都市整備部 都市計画課長	(欠席)
日の出町	まちづくり課長	(欠席)

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」

第8回専門アドバイザー委員会 オブザーバー 出席者名簿

所 属		備 考
国土交通省 関東地方整備局	東京国道事務所 計画課長	(代理)
	相武国道事務所 計画課長	
	川崎国道事務所 計画課長	(欠席)